

倫理委員会セッション

原子力への信頼を、倫理的な行動から考える

Thinking about Trust in the Use of Nuclear Power in terms of Ethical Action

(2) 社会からの問いかけと原子力専門家の応答責任:

原子力のリスクの特殊性をめぐって

(2) Social Responsibility of Nuclear Experts and Particularity of Its Risk

*寿楽 浩太¹¹東京電機大学

1. はじめに

社会において原子力のリスクはしばしば特殊なものとして扱われる。2011年の東京電力福島第一原子力発電所事故後はなおさらだ。なぜか。本稿では社会科学の既往研究に触れ、原子力のリスクの特殊性のいくつかの側面を確認し、社会からの問いかけに対する原子力専門家の応答責任について批判的考察を加える。

2. 原子力のリスクの特殊性についての社会科学的な議論のいくつか

原子力のリスクの特殊性をリスク「認知」の観点から見ると、その背景に「未知性」と「恐ろしさ」があるとされたことは社会心理学者 Slovic の古典以来、つとに知られる (Slovic 1986, 1987)。

他方、原子力のリスクは実体的に特殊だとする見解も早くから示された。TMI 事故をきっかけに書かれた組織社会学の碩学 Perrow の「定常事故」(normal accident) 論では、原子力のリスクは(地域や国の)社会の存続に致命的な影響を与えうる catastrophic (破局的) なものであることが強調され、同様に高度先端技術と目される航空機の事故リスクなどとは明確に区別して扱われた (Perrow 1984)。

あるいは技術社会学者 Downer は、原子力のリスクはそれを定量的に把握する上でも他の高度先端技術の信頼性とは同列に議論できないことを指摘した。やはり航空機と比較すると、航空機が一般的な意味で標準化されており、かつその数や運転経験が膨大であるのに対し、原子炉の炉型は多様でかつ個々の運転経験は航空機に比べれば決定的に過小であるため、統計的に信頼性を語ることは不可能だという (Downer 2017)。

3. 日本の原子力専門家側のこれまでの応答

翻って日本の原子力専門家側は原子力のリスクの特殊性にどのように向き合ってきたのか。

例えば関西電力大飯発電所 3・4 号機の運転差し止めを命じた 2014 年 5 月の福井地裁の判決は、まさに Perrow のいう破局性を大きな根拠にしたものだったが、これに対して本会が直ちに発した声明は、原子力のリスクを他の科学技術のリスクと同列視した上で「ゼロリスク」志向を批判するなど、破局性に対する問いかけを顧みることは全くなかった (日本原子力学会 2014)。

また、原子力規制委員会は安全目標に大規模放出頻度を追加するなど、原子力のリスクの破局性への配慮を一定程度、示しているとも言えるが、他方でその過程で安全目標を媒介項として、原子力のリスクの特殊性について社会との対話をはかることはなかった。安全目標の本義や米国等のリスク・ガバナンスの実践との比較から、この点に関する彼我の差についての批判的な分析もなされている (菅原・稲村 2016、菅原 2018)。

共通するのは、原子力のリスクの特殊性を正視した上で社会に対する応答責任を果たそうとする姿勢の不在である。原子力への信頼の不在を嘆く前に、原子力専門家の側がまず社会を信頼し、原子力のリスクの特殊性を正面から語る真摯な議論の先にこそ、本当の社会的な支持が得られると腹をくくるべきであろう。

*Kohta Juraku¹¹Tokyo Denki Univ.